

(第二類 第一号)(附屬の三)

第三十三回国会 衆議院 災害地対策特別委員会通商産業等小委員会会議録 第二号

(九二)

昭和三十四年十一月十七日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席小委員

小委員長 前尾 繁三郎君

小川 平二君 辻 寛一君

山手 満男君 小林 正美君

佐藤 龍次郎君 横山 利秋君

加藤 銀造君

出席政府委員

大蔵事務官 賀屋 正雄君

(管財局長) 通商産業 内田 常雄君

政務次官 小山 雄二君

中小企業庁長官

小委員外の出席者 田中 武夫君

議 員

本日の会議に付した案件
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた中小企業者に対する国所有の機械等の売却等に関する特別措置法案(内閣提出第七号)

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案(内閣提出第二二五号)
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合等の給付の特例等に関する法律案(横山利秋君外十六名提出、衆法第九号)
天災による被害中小企業者等に対する

る資金の融通等に関する特別措置法案(田中武夫君外十七名提出、衆法第六号)

○前尾小委員長 これより会議を開きます。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)外二件、並びに天災による被害中小企業者等に対する資金の融通等に関する特別措置法案(田中武夫君外十七名提出、衆法第六号)外一件、以上五件を一括して議題とし審査を進めます。
質疑者の都合により暫時休憩いたします。

午前十時四十八分休憩

午前十一時四十九分開議

○前尾小委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山小委員 まことにお待ちたせして恐縮でございます。本委員会に提案をされております国所有の機械等の売却等に関する特別措置法案、この点を中心にして政府の見解をただしたいと思っております。

この法案は、実は本委員会においてもうすでにいろいろと二、三の者と話し合っておるわけですが、要するに、実効が乏しいという点が各一致したところであり、なぜならば、法案要綱にございますが、貸付または交換する場合においては五割引き

をするといっております。しかしながら、それにはリミットがございまして、当該中小企業者の受けた損害額を限度としてあるわけであり、この

点は先般も局長にはよくお話ししたのですが、たとえば名古屋で罹災いたしました工場、もう一カ月有余もたつておるのですから、そのまま放置してある工場は一つもありません。現にもう工作機械は分解手入れをして、そいつを活動させておるのです。そう

でなければもう災害から立ち上がれませんから、おそろくほとんどの会社、工場が、災害を受けた機械工具についてはもう旧に復しておると見なければならぬ。しからば、ここにおっしゃるように、その損害額の査定が簡単にできるかと申しますと、もうあの泥濘の中で、会社、工場をあげての大混乱の中にいたしたものでありますから、親工場の配慮で親工場

で直してもらったものもあり、それから以前買った人が義侠的に、それじゃ私が直してあげましょう、そのくらいのことばがやりますからと言ったものもあり、あるいはそのほか、諸雑費も含めて込みにして支払ったものもあり、その支払った受け取りその他

について、もうめっちゃめっちゃになっておるものもあり、何としてもこの損害額を限定してという損害額は、今日の時点においては把握することが、一言に言って困難です。困難だとすれば、結局行政上、それぞれの該当の査定をする県とその工場との争いが起こる。

言った言わぬ、損害を受けた受けない、そういう争いが起こる。従いまして、私はもう根本的に被害を受けた中小企業者には、国所有の機械、器具を貸し付ける、ないしは交換をするというさっぱりした態度をとった方が、迅速にこの趣旨が貫徹されるものであるし、しかも、いただきましたこの機械の台数から申しますと、この中で使えるものはまあ工作機械でありまして、あれども、わずかに二百やそこらの機械を何か恩に着せたように、名前は麗々しく持ち出して、そうして実効の乏しい、しかも混乱の起る、水かけ論になるやり方をどうしてやらなければならぬ積極的な理由があるのか、その

点は百尺竿頭一歩を進めて、この際この法案の損害額を限度としてというものを削除する必要があると思うが、政府の御意見を伺いたいです。

○賀屋政府委員 お答え申し上げます。ただいまの横山委員の御意見、ごもっともな点を含んでおることでございまして、損害額の査定が非常に困難であろうというところは、私も十分想像し得るところであります。しかしながら、今回私どもがこの法律を提案いたしました理由は、立法理由の説明でも申し上げたこととありますが、被害を受けた被災した中小企業者が、自分の持つておられました、操業しておりました機械について損害があったから、これにかわる国所有の機械を御用立てして、そうしてもその事業が続けられるようにしようというところに本旨

があるのでございます。その際に、非常に被害を受けて減価しておるものであっても、損害を受けた限度の国所有機械の価額減によりまして、有利に交換あるいは譲渡しようということなのでございまして、従いまして、被害額がごく軽微な場合にもこの制度を活用していくということはいかがかというところでございまして、ことに御指摘のように機械の台数も少ない際でございますので、被害額の多い業者で、できるだけ優先的に割り当ていくということでありまして、この被害額を限度とするという制限がございまして、実際上は、大きな減価を受け得るのではないかとこのように考えておるわけでございます。

それから証明の点につきましては、いろいろむずかしい点もあろうかと思いますが、できるだけ御本人の主眼を尊重いたしますとともに、その主張につきましても県の商工課あたりの御意見も十分伺いまして、その御意見を尊重して、いたずらに財務局の一方的な考えでむずかしい査定をするというふうなことは十分に注意するようにいたして参りたいと思っております次第であります。

○横山小委員 きわめて不満です。二十八年災の特別措置法と本法案との比較表をこの間いただきました。これによりまして、多少運用上の違いが今回はあるから、これで了承してはいいという趣旨だそうであります。私が伺いましたところによりまして、大だ

んびらに掲げた二十八年の特別措置法によつてわづか全国で二十件くらい、そして一件当たり一万円くらいしか恩恵が受けられなかったと伝えられるのでありますが、事実でございませうか。

○賀屋政府委員 二十八年の台風の際の特別措置法の適用を受けた件数は、譲渡が十一件、交換が十一件、合計して二十二件、機械の数にいたしまして四十八件、非常に台数が少なかったわけでございます。これを全部込みにいたしました計算いたしました評価額を申し上げますと、減額前の評価額が四百八十二万二千円程度であります。それから減額後の評価額が四百五十六万一千円程度ということでございまして、この差額、つまり減額をいたしました額は二十六万一千円ということになっております。これを減額前の評価額に対比いたしますと、五・四％という非常に低い率になっているのでございます。しかしながら、これは損害の査定にも問題があったかとも思うのでございますが、特にきびしい査定をいたしましたわけではないと思うのでございまして、この場合の旧特別法におきまして、時価から減額ができる金額は、売り払い等にかかります固有機械と同種の機械について受けた損害額を限度としておったのでございませう。つまり損害を受けてこれを交換するか、あるいは譲り受けをするという機械と同じ種類の機械で、その損害額を計算しておったのでございませう。しかもこの同種といふ場合には、工作機械の中にもいろいろな機械が、たとえば旋盤でありますとか、フライス盤であるとか、あるわけでございますが、その中

でも一番小さい——こまかい分類でやっておたわけでございます。今度の場合には、法案をもらいになればおわかりになるように、中小企業者が持つておりまして損害を受けた機械の総額を限度とする、交換も大きな分類、たとえば工作機械なら工作機械、通信機械なら通信機械、電気機械なら電気機械というふうな、大きな、一段上の分類でやるということにいたす所存でございませうので、前回のようない減額率になることはなからうと考えております。

○横山小委員 委員長にお願いしたいのですが、いずれ理事会で御議論をお願いしたいと思います。今の管財局長の話をお聞きしても、いやくも二十八年のときの衆参両院を通つた一つの法律によつて恩恵を受けたのは二十二件にしかすぎなくて、一件当たりの法律効果は、わずか一万円にしかすぎなかったということでありませう。われわれ国会議員として災害に関するいろいろな施策をするわけでありませうけれども、一つの法律によつて、九千万国民のうち、ないしは数十万の会社、工場の中でたった二十二件、しかも一件当たりの法律効果が一万円というばかげたことがあるはずはないと思う。その反省はお互いにあるはずでございませう。その反省は、今局長がお話しになったように、二十八年は一台同種の交換です。今回は、異種でもよろしいし、その工場で受けた機械の損害のすべて、合計と考へてよいというのですけれども、そんなみみっちい反省ならば、やらぬ方が私はよろしいと思う。私の言うように、罹災した工場であるならば、この法律効果が受けられるのだと

いう考へを持つて一体なぜ悪いのか。あなたはどうも、機械がこわれたのですから、機械をかねてあげるといふことに執着をしていらつしやるような気がする。一ぺん罹災の泥海の中へ入つて、工場が全く手ひどい被害を受けた中に入つてみたら、金のあるものなら金を出しまして、税金が安くなるものなら安くしてあげまして、ものがあるならものをやりまして、何なりと役に立つようにして下さいという心境が、すべて現地を見た人たちの一般的心理ですよ。あなたの方の機械が悪いから、その機械だけかえてあげますと言わないで、今罹災した工場が立ち上がるに、何か役に立つものをあげましょうという立場に立つて、工場が罹災しておるならば、一つ機械をあげましょうというふうな立場に立たなければならぬと私は思う。あなたの言うようなやり方の、機械が損害を受けたのをリミットにして、その金額の範囲内で恩恵を受けさせるといふことは、どう考へても混乱が起る。もう現実的にそれを立証しようもないのですから、あなたが果にまかせ、罹災者の趣旨を尊重するといふことは、裏を返して言うならば、うそでもないから書いてきなさいといふことなんです。財務局は知らぬ顔をして、県の百万円損害があったという証明を持ってくれば、うんと書いてしまふといふことなんです。みすみすわれわれがこの法律を作ろうとする瞬間に、私に責任がかからぬようにしてもらふならば——財務局に責任さへかからないならば、あなたの方で責任さへとってくれるならば、うそでもないから書いてきなさい。あなたは、そうではないと言うで

しょうけれども、腹の中で、私の言うことがわからぬはずはない。そういう争いがあるような、神様でなければ立証できないような損害額を、どうしてあるか、それをしなければならぬものがある理由は一切何なのか。今日まで数年間、この国有機械の交換というものが中小企業に対して一つの善政として行なわれてきたものならば、その趣旨を生かして、二十八年災における反省、この法律の反省を今回私は作るべきだと思ふが、重ねてあなたの意見を伺いたい。

○賀屋政府委員 同じことを繰り返すことになるかもしれませんが、立法の趣旨は、一般的に補助金にかわる、金の形によらない、物の形による補助金といったような形でもって、救済しようという考へをとなつたのでございまして、中小企業者の困りの点は十分わかるのでございませう。一般的な救済策としては、金融の道につきましても特別な措置が講ぜられるでございませう。私どもの分野におきましては、国有財産がたまたま活用していただける場合には、それを、お持ちになつておりました機械と交換あるいは有利に譲渡しようといふことでございまして、やはり引きかえてもって救済の便に資するといふ場合におきましては、民間の持つておられた機械との関係といふものを、全然断ち切るといふことは法の趣旨に反するといふ考へから出ているわけでございます。横山委員のお考へは、一つのお考へとして成り立つ考へ方であらうと思ふのでございませうが、出発点が違つておりますので、そういう結果になるわけでございます。

ます。その点の一つ御了承いただきたく思います。

○横山小委員 それでは、あなたは、この法律案の法律効果をどのくらいに考へているのですか。何件くらいあつて、一件当たりどのくらいの恩恵が与えられると考へていらつしやるか、それを承りませう。

○賀屋政府委員 その点は、正直に申し上げましてまだはっきり計算ができておりません。しかしながら……

○横山小委員 最大限どのくらいですか。

○賀屋政府委員 このたびの法律の適用を受けます機械の台数でございませう。これは御存じと思いますが、最近米軍から九月八日と十月十六日に財務局へ返りましたものと、その後返還になりましたものを合計しまして、二百九十八台でございませう。しかしながら、これ全部が被災者というわけには参らないかと思ひますが、一応この数字と、それから今回の法律を出すにつきまして、各財務局にもう一度、手持ちの機械器具などのくらの交換に充て得る見込みの機械があるかという報告をとりますと、大体七百七十八台というように出て参りました。しかしながら、これは局側の見方でございまして、中小企業者がごらんになつて、そんなものは使い道にならぬといふものもあるかと思ひますが、一応これを合計いたしますと、約一千台ということになります。それでは、大体機械の金額はどのくらいになるかといふことでございませうが、かりにこれを二十万円程度と見ますと二億という評価額が出て参りますので、まあこの半額が減額し得るとすれば、大ざっぱな概算で

ざいですが、一億という程度のお金になる。この点、できるだけすみやかに業者の御希望等を調査いたしまして計算したいと思ひます。

○横山小委員 あなたもお認めになるように、総額一千台のうちで、中小企業者が必要だと思はれるのはやはり二百台くらいしか私はないと思うのであります。二百台を、かりにあなたの推算をもつて十台、そうすると四千万です。四千万をかりに一ぱい一ぱい見積もるとして、半分として二千万、それはもうあなたも私もリミット抜きで話です。リミット抜きで、二千万の法律効果しかない。それが損害額を限度としてというリミットが行なわれて、いや、損を受けたよ、受けなかつたよというふうな争ひをしたならば、私は少なくとも三分の一になると思ふ。そうすると七百万です。これはよくいって七百万の法律効果しか私は出ないと思ひます。あなたと私が目にかど立てて委員会議論をする効果がない問題だと思ふのです。この問題は、私の言うようにやつたところで、甚大なる不当な利益供与を罹災した中小企業者にいたしたことになるかどうかというのを考えてほしい。この私の言うリミットを削除したことによつて、とつともない恩恵を与えることになるか。決してそういうことにはならぬ。あなたは先ほど認識の相違だとおっしゃつたのだけれども、認識の相違だとするならば、災害に対する認識の相違で、私は現地のどろの海から来ている。あなたは大阪の机の中にすわつておられる、そして法規や、主計局を横目に見ながら仕事をしておられる。この相違だと思ふ。これ以上申し上げ

上げませんから、これは委員長によくお聞きを願つておきましよう。

同時に、もう一つこの際問題にしたのは、法律の均衡論です。貸付も交換も五割だという。ところが、貸付は十円のもの五円にするという効果が、今三割五分引きですから、つまり十円のものなら六円五十銭で行なわれている。それを半分にするのであれば、三円二十五銭しか安くないわけですね。そうすると、交換は損で、売り払いは得だ、こういうことになる。なぜその均衡をはかつて、今日まで、払い下げでなくして、交換を主軸としてやつてきたのだから、交換をもう少し率をよくして、七割だとか六割だとかいう方法がとれないものか、その理由をお伺いします。

○賀屋政府委員 交換につきましては三割五分引きの制度がございます。しかしながら、これは御承知と思ひますが、何でもかでも頭から三割五分引きというのではございません。規定してございますように、これは中小企業者の合理化を促進するため必要がある場合に老朽の機械と交換する、こういう制度でございます。従ひまして、この制度の運用といたしましては、やはり機械はそれぞれ先ほど申しました小分類の同種の機械による、また老朽機械の点では、施行令で、一年以上継続して持つておつたというふうな限定があるわけでございます。今回の制度はそれとは全然違つたわけでございます。これは被害を受けたことに基つて交換するということなのでございまして、おのずから法律の趣旨が違つ

のでございます。一方、私どもは、やはり交換と譲渡につきましても区別する理由がない、この方の均衡も考えなければならぬという考えでございます。たとえば、被害の大きな地域では、交換すべき機械がもうすでに流失等によつて存在しないというふうな場合もあり得るわけで、交換の場合だけの特優遇するということは適当でないというふうな考え方から、一律にこういうふうな五割以内の減額といたしたわけでございます。

○横山小委員 意見の違ふ点は明らかになつたようでございまして、最後には私は政府並びに委員長に要望したいのですが、政府側に対しては、繰り返して言うて恐縮ではありますけれども、いやしくも一つの法律を出すのですから、その法律効果という点について十分一つ考へていただきたいのです。この法律が、罹災をした中小企業に対して何らかの恩恵を受けさせたいという思いやりのある法案であつたならば、私の言う方によつては、それはどうしても法律上ないしは、早い話が、憲法上問題があるという積極的な反対理由があるならば、私もそれは申しません。けれども、それでは困るという積極的な理由がない。しかも法律効果は、あなたも私と大体意見が一致するのですけれども、数百万円にかさずない。この数百万円しかない法律効果を麗々しく国会で議論して、新聞で、いかにも中小企業者へ大へな恩恵が与えられるような錯覚を与えることはいかぬものであらうか、私はそう思ひます。ですから、もう一度政府側としても私の意見を十分に勘案し

てもらつて、御検討をお願いしたいと思います。

それから委員長にお願いをいたしましたのですが、聞いて下さつたと思ひますけれども、一回これは適当な機会に理事会で私も具体的に理事の諸公に意見を表明したいと思ひます。私としては、これは法律効果を十二分ならしめるために多少の修正をいたしたらどうかと思ふ。この修正によつて必要な財源というものは、まずたかの知れた額でございます。そんな関係で、適当な機会に御協議をしていただくように委員長にお願いをして、私の質問を終わります。

○前尾小委員長 いずれ社会党の修正案をお出しになつて、またみんなで協議することになると思ひます。それでは、暫時休憩いたします。午後零時十八分休憩

午後二時五十七分開議

○前尾小委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び意見があれば、これを許します。小林正美君。

○小林(正)小委員 中小企業者に対する災害のための資金の融通等に関する問題について、まず中小企業庁の長官にお尋ねしたいのであります。

政府から出されましたこの第二条の中で、二ページの二行目「その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体」、この団体という意味は、法律上のいわゆる組合などをさすのであるか、それとも、任意団体を含むのか、その点ちよつとお尋ねします。

○小山政府委員 これは法律に根拠を置きます中小企業の団体でございます。ただ中小企業等協同組合法に基づくものだけでなく、塩業組合、環境衛生同業組合、そういうもの等を含みます。

○小林(正)小委員 この法案をいろいろ熟読既いたしましたのでございまして、けれども、どうも真に中小企業者、なかならず零細業者に対して、政府のあたたい思いやりが十分に盛られておるという点には、私どもとしては感じ取ることができないわけでありまして、そこで時間の関係もありまして、社会党の方の提出者である田中議員にお尋ねをいたしたいと思ふのでありますが、政府案によりますと、「昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害」云々と、こういうことになつております。社会党案の方は、「天災による」云々ということになつております。いわゆる恒久立法の性格を持つておりますが、この点についてまず田中議員から、政府案と社会党の恒久立法案との考え方の相違点について一つ御説明をいただきたいと思ひます。

○田中(武)議員 これは提案説明のときにも申し上げたかと思ひますが、今小林委員御指摘のように、政府案は、このたびの災害だけを取り上げました臨時立法法であります。それに対しては、われわれが提出いたしましたところでは、天災によるというところで、これを恒久立法として考へておるところが、政府案との違ひの大きな一つでございます。なお、なぜ恒久的なものにしたかと申しますと、たしか農林災害につきましても、臨時立法でなく、恒

久的なものがあつたと考えております。ところが、中小企業、ことに小企業に對しまして被害を受けたときに、その都府国会において審議をしてやるというふうなことであるならば、これの救済に對して急速に行なう必要上、その実をあげるべきではない、こういうふうな考え方から、あらかじめ恒久立法としておきまして、しかも第二條にうたつておきますように、天災といふことにして、ただ単に水害とか、あるいは暴風雨とかいふことでなく、暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、その他異常な天然現象一切を含めて、それによる災害、現実に災害が発生いたしましたならば、これを自動的に適用していく、こういうふうな考え方と立てました点が、おっしゃるやうに異なっておりまして、そうしないと、小企業の災害に對する立ち上がり、このタイミングをうまくやるというやうなことに對しまして、せっかく措置をしたとしても手おくれになるというおそれがあるといふことで、このやうにしたわけでございます。

○小林(正)小委員 その考え方は大へんけつこうだと思ふのでありますが、ただ天災という言葉に私もちょっとひっかかるのであります。たとえば、土建業者が請負をした、ところが、その工事に非常な手ぬかりがあり、また監督官庁も十分な監督を行なわなかったといふやうなことから、当然そのくらの災害であれば防ぎ得たであらうと思われの場合でも、いわゆる人災とでも申しますか、そういう人為的な問題に原因した災害もやはりあり得るわけでありまして、今度の場合などでも、大きな意味で言うならば、ある程

度私は人災的な意味を含んでおる、政治的な欠陥に大いに原因しておるので、そういふかといふやうに考えられます。で、そういふ、明らかに人災であるといふやうな場合も、この社会党ではもちろん適用されると思ひますが、その点明確にいたしておきたいと思ひますので、ちょっと質問します。

○田中(武)議員 おっしゃるやうに、今回の災害を考へてみましても、これがすべていわゆる天災であるかどうかといふことにつきましては、小林委員の御意見のやうに、われわれといたしまして、政治の貧困と申しますか、あるいは先ほどおっしゃつたやうな請負と当局とのおかしい関係等も含めたやうな問題等もあつて、必ずしも不可抗力であつたとは言へない点もあらうかと思ひます。しかし、災害を受けた側から見ますならば、そういうたやうな絶対的不可抗力でないといひましたとしても、現実の災害が発生したとしておりますので、そういうやうな点につきましては、別に刑事上あるいは民事上の訴訟問題等はあるかと考へますけれども、われわれといたしましては、そういう点まで追及をして考へるといふことでなく、すべて天災と考へ、要は急速に災害を受けた人に対する援助といたしますか、そういうことがやれるやうに考へていきたい、このやうに考へております。

○小林(正)小委員 それでは次の点をお尋ねしたいと思ふのであります。が、政府案によりまして、いわゆる商工中金に對しては、一件百万円までは利子補給を行なう、すなわち六分五厘でもって貸し出しをするといふことになつておりますし、その他の中小企業

金融公庫、国民金融公庫などの分については、百万円まで對して六分五厘の金利でもって貸付をするといふことになるわけでございますが、しかし今度の災害の特色は、いわゆる民間災害が非常に大きいといふことでございまして、特に中小企業の場合を考へてみると、工場も自分の住居と一緒にやられてしまつてゐる。商店の場合におきまして、もう大い住宅付店舗でございまして、そういうものが一緒にやられて、商品もなくなつてしまつておる、こういうやうな状態でありまして、

百万円ではないかにしてもどうにもできないのではないかと、だから、少なくとも利子補給なり、そういう安い金利でもって金を貸すならば、その限度を百五十万まで引き上げるべきではないか、こういう工合に考へておりますが、その点、社会党案としては百五十万円といふことになつておりますが、政府案は百万円となつております。このやうな点について提案者としてはどのようなお考えになつてゐるか、お尋ねしたいと思ひます。

○田中(武)議員 お答えいたします。おっしゃるやうに、百万円では少ない、それでは百五十万円ならば全部まかなえるか、こういうことにつきましては、百五十万円ならば事足りることもわれわれは考へておりますが、しかし少なくとも、百万円じゃどうにもならない、われわれ野党といたしましては、多いには越したことはありませんが、だからといって無制限にもできませんので、少なくとも百五十万円ぐらひは必要であらう、こういうところから、特別金利適用の貸付限度を、中小企業個人では百五十万円、なお、団体

に對しましては、政府案は三百万円でございしますが、わが案といたしましては、一千万円まで引き上げたわけでございます。

○小林(正)小委員 中小企業庁の長官にお尋ねしたいのであります。が、政府案としましては、例の信用保険公庫からの填補率を、今回は七〇%のもの、八〇%まで引き上げるといふことで、一応のそこを親心を示したといふことでございまして、けれども、私どもとしては、これでは十分に中小企業者に対する金融がうまく流れていくと考へられない、ぜひ一つこれは九〇%まで上げるべきではないか、かやうに考へております。たしか二十八年度災害のときでありましたか、過去におきまして九〇%に填補率が引き上げられたといふ例もありましたので、この際これはぜひ一つ一〇%高めることが一番望ましいのではないかと、こう思ひますが、中小企業庁長官、どうでございましょうか。

○小山政府委員 できれば填補率を多く引き上げて、信用保険、ひいては信用保証の問題の徹底を期するといふことがよいのでございしますが、二十八、九年度の場合にも、填補率はそれぞれ一〇%引き上げたわけでございます。ケース別によつて違つておりますが、當時は八〇%の填補率のものがございまして、これを九〇%に引き上げたことは事実でございします。ただ、こまかくなりますが、當時の融資保険の八〇%というものは、保険の制度の建前としては相当なものが高過ぎたといふことで、今保険制度をなるべく保証保険に集中する、しかも包括保証保険に集中するやうな方針をとつてゐるわけ

であります。それは別といたしまして、當時も一〇%、今度も一律一〇%といふことにいたしましたわけでございます。これをあまりやりませんと、保証協会、保険公庫の方にも相当穴ができてきます。それこれ見合はせて、一〇%で相当程度やうにゆるんじやないかといふ目安のもとにいたしましたわけでございます。

○小林(正)小委員 これは日本中全部の保証協会にそういうやうな災害が同時に起こつたわけじゃないのでありますから、災害地といふものは限定されているといふことであれば、この前も一〇%上がったんだから、今度も一〇%であるといふ考え方なしに、この前九〇%であつたから、今度も九〇%にするといふことでなければ、私は筋が通らないと思ひます。この点について社会党の田中議員はどうでございましょうか。

○田中(武)議員 ことに災害を受けた中小企業は、先ほど小林委員がおっしゃつたやうに、工場とか仕事場だけでなく、住居までも同時にやられておる、そういうやうなところから、いわゆる担保能力がないことは明らかであります。従ひまして、そのやうな人たちに對する保証についての填補率はできるだけ高い方がいい。そうでなかつたら、かりにほんとうに法律を作つてみても、金融機関が貸さないんじやないか、このやうにも考へますから、できるならば高い方がいいのはわかつております。だが、われわれといたしましては、一〇〇%とも考へないことはないんです。が、少なくとも九〇%ぐらひは必要である。御承知のやうに、通常の場合が七〇%であり

人、商業またはサービス業は二人、こ
ういうところをもって小組合にする、
そこに零細企業としてこれをその観念
で入れておるわけであります。それに
対しては特別に税制上、金融上の措置

をせよ、常にありましてもそのように法律は規定いたしておりますが、遺憾ながら、政府といたしましては、具体的なこれら中小企業中の零細企業に対して、法が申しておりますところの、金融上ないし税制上の措置がなされていらないのであります。ことに被害を受けた場合には、一番困るのはこの人たちでありますので、われわれといたしましては、そういう点に特に目をつけまして考えをいたしまして、おっしゃるように、この勤労性事業に對しましては、二十万円まで三分五厘の低金利で貸し付けるように措置を考えたわけでございます。

なお一言こで申し上げておきたいことは、よく私聞くことでございますが、商工業を営んでおるものと、農林水産を営んでおるものとは、同じ国民ではあるけれども、政府機関から金を借りるときに、一方は安く、一方はより高い金利で借りておる。もちろん、これは商工業と農林水産とのその経営上のあり方等からくる問題もある

うと思いますが、中小企業中、特に零細企業の人たちの要望は、せめて農林漁業者並みに金を借りたい、こういうことを常にわれわれは考えておりますので、この三分五厘というのは、農林水産関係とを考えを一にすることということで、三分五厘ということで御提案申し上げておるわけであります。

○小林正小委員 田中議員の御説明よくわかるのでありますが、そこで中

小企業庁長官に重ねてお尋ねをいたしますが、せっかく国会でもって、小組合というものが、法律とし、ちゃんと通っている。しかもその中には、金融、税制の面で特別の措置をするというところになっておる。しかるに、今日まで、私は残念ながら何らの措置がなされておらぬ、こういうことを言わなければならぬのであります。ところが、今度は、いわゆるわが国史上最大の大きな風水害に見舞われて、もう零細企業者は、まさに生きるか死ぬかのどたんばに追い込まれておる。先ほど申し上げたように、自分の娘を学校をやめさせて、結局は身を売らなければならぬというところまできておる。こういうときに、小組合に対して、金融、税制の面において特別の措置をとらなかつたならば、一体いつあなたはやろうとするのですか。中小企業庁の長官として、この法案を作るときに、あなたはそういう小組合の問題について、何ら発言しておらぬではないですか。その点はどうなんですか。はつきり御答弁いただきたい。

○小山政府委員 中小企業等協同組合法で小組合の制度が設けられて、これに対しては金融上、税制上の措置を考へるということになっておるのである。現状は遺憾ながら小組合は十数しかできておりません。九つですか、でございます。これはどういふわけかという問題でございますが、金融上の措置につきましては、商工組合中央金庫に小口貸付制度というのを作りました。十万円以下の貸付については、たとえば信用保証協会の保証をつけてくれば、担保をとらぬ、そっちの方を利用して担保をとらぬことにするとか、

それから事業資金の使い方等についてはやましういふことは言わぬとか、制限を緩和するとか、書類の内容を簡素化する等のいろいろなことをやっておりますが、これも率直に申し上げて、まだ十分その制度に乗って出た資金量というものは少なうございます。また、税制上の措置につきましても、税の一般的公平の原則というように、税の現する段階に至っております。税の問題につきましても、個人企業と法人企業というように、個人企業と法人企業というように、全般的な問題として検討して参らなければいかぬ段階になってきておりますので、なお、引き続き検討を進めていきたいと考えております。今回の災害につきましても、特に小組合について特別の措置ということ、具体的には法文その他には出てきておりません。おりませんが、先

ほども申しましたように、零細企業に対しては、従来は零細企業だけが特別の手を打たれておったのですが、これが程度が上げられて、その中には当然零細企業もカバーし得るという制度になっております。ワケ等を仕切りをして設けるというようなことは、金融の問題でございますので、なかなかできにくいわけでありまして、今後の運用上、関係機関を督促いたしまして、小さなものに迅速に、親切に金が回るようにという努力を私のが、問題の実行上の要点じゃないかと考えまして、制度上は全部そのように考えたわけでございまして、そういう方面に今後努力して参りたいと思ひます。

○小林正三小委員 小組合が現実には全国で十くらいしかできておらない、だから貸付の対象として具体的にまだ上がつてきておらぬというお話でありますが、私は、そういういわゆる法律の条文の末梢的な解釈はしたくないので、結局小組合というものをあの国会で通したという精神は、勤労性の事業場に対しては特別な配慮をしなければならぬというところにあった、私はこう考えるのです。従ひまして、私はこの際小組合の精神を生かして、これをどのように適用するかということが大事だと思ふ。この間私は通産大臣に会ひまして、実は伊勢湾でたくさん加工業者が加工場や自分の家を流されて困つておる。だから、この水産加工業者に一体どうして金を出したらいいか、これは農林中金か、商工中金かと私が聞いたら、それは農林中金でも商工中金でもどちらでもいいが、組合はできていますかと大臣が問われたから、実は組合はできておらぬのだ、こう申しましたら、池田通産大臣は、私にこういう工合に言つておりました。それはぜひ組合を作らせなさい。何でもいかに組合を作らして、持つてきさえしてもらいましたら金を出させますから、どうかそのように御指導下さい、こういう答弁がありまして、私は非常にうれしかったんです。だから、あなたは小組合ができておらぬからもういいんだという考え方はなくして、この際とにかく何でもかんでもいいから小組合を作つてこい、それに対して一つ何とか特別の配慮をしようじゃないか、ここまでのあたたかい思いやりと指導

性がなければ、中小企業庁の長官としては十分ではない、こういう工合に私は言いたいのではありません。とにかくいろいろ御答弁を承つておりますと、政府の原案にいたしましたも、あなたの考へにいたしましたも、特別にこうした勤労性の事業場に対してワケを設けたり、あるいは特別な安い金利で貸そうという、今のところ何ら意思がないように思ふのでありますが、われわれ社会党としては、どうしてもこの点は満足することができない。だからこれは一つせつかく法案は出しにになりましたけれども、もう一ぺん政府当局においても、この問題について再検討していただきたいと思ふ。そうせぬと、結局何のために小組合を作つたか、勤労性の事業場に対して、あたたかい思いやりを特に実施するために作られた法律というものも生きてこないし、私は真の政治の意義が失われるのではないかと、こういう工合に考えるわけでありまして。

いろいろもつとお尋ねしたい点もあるのですが、次官もおられませんが、一応きょうのところは、この程度でどめておきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○前尾小委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十九分散会